

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月4日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
内田 秀敏
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

浦田 進

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地利用集積計画（集積計画一括方式）の軽微な変更について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(あっせん)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	皆さん、おはようございます。 (全国会長大会報告) それでは、ただいまから第 12 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、7 番の中島委員と 1 番の西村委員よろしくお願 いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 38 号 3 件、議案第 39 号 2 件、議案第 40 号 4 件、議案第 41 号 1 件となっています。 それでは引き続き、報告第 1 号、農用地利用集積計画の軽微な変更につい て、事務局より報告をお願いします。
事務局	(報告説明)

議長	<p>事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。</p>
西村委員	<p>これは、参考事項で地番および設定期間の修正という内容になっていますけど、何が何に修正されたのか、そこの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず地番の方なんですけど、前回4月総会の時に、可決された議案の方は大丈夫だったんですけど、佐賀県農業公社の方が、乙を丁と表示されていて、1回公告をやり直さなければならないということで、軽微な変更として報告しています。</p> <p>設定期間の方につきましては、4月の総会では、令和6年5月1日からとなっておりますが、公告をし直すことによって、2カ月ずれまして、7月1日からの開始となっております。</p>
議長	<p>他のご意見等ないようなので、報告第1号1番及び2番について、追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を3件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(報告説明)</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>ご意見等無いようなので、報告第2号1番から3番について、追加の指導等を実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第38号1番と協議第1号、非農地証明願についての1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>5月26日に、会長と江下推進委員、3人で現地に行ってきました。 6407番地1については、50年以上前から建物が建っていて、農地としてはもう活用はできないような状態でした。 6411番地の方は、3分の1くらいは農地ではなかったです。 〇〇さんも74歳ということで、息子に譲りたいというような話をしていました。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。 これは、親子間の贈与ですから取り次ぎになります。 他は田島推進委員が言われた通りです。 よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第38号1番及び協議第1号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第38号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第38号1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、協議第1号1番について、非農地であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、協議第1号1番は非農地と認められました。</p> <p>続きまして、議案第38号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>5月26日に、会長と江下推進委員と3名で行って来ました。〇〇さんは来ていなかったのですが、〇〇さんだけと話をしました。</p> <p>賃借料の方はなしで、耕作してくれれば助かるということで、〇〇さんが引き受けたということでした。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>〇〇さんは、町外在住のため、立ち合いできないということで、決まったことに同意しますということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第38号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
西村委員	<p>別添調査書の農地法第3条第2項第2号、議案には借受人は農地所有適格化法人の要件を満たしているとなっておりますが、借受人は、〇〇さんのことですよね。</p>
事務局	<p>すいません、議案の表記間違いで、ここの表記は、「借受人は個人であり、適用なし」というふうに修正をお願いします。</p>

議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議ないと認め、議決をとります。</p> <p>議案第38号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>28日に内田推進委員と〇〇さん、〇〇さんが体調不良ということで現地には来られなかったんですけど、現地確認をしました。</p> <p>ここは、地図上で〇〇さんの農地に挟まれています。譲渡人と譲受人は、親戚関係で、体の調子が悪いということで、買って欲しくないかという話で、〇〇さんが分かりましたということで、今回の申請に至ったということでした。それで、後から〇〇さん本人にも確認を取りましたけど、間違いはないということでした。以上です。</p>
内田推進委員	<p>私から特にはございません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第38号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
市丸委員	<p>対価が総額65万円とかなりの金額だと思いますが、これについてはどん</p>

	<p>なでしょうか。</p>
福江委員	<p>対価については、役場の方に平均単価を聞いてから決めたそうです。 圃場整備も行われているところになります。双方、納得の上に決められて おります。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第38号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお 願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請審議につ いて、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めま す。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっ ていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず申請面積規模が必要最小限であ ること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては、特に問 題はなく、農地法第5条第2項各号の規定に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員から調査報告 をお願いします。</p>
市丸委員	<p>29日に、浦田推進委員と現地確認に行きました。 〇〇さんと〇〇さんは親子関係になります。 今回、使用貸借権設定ということになります。</p>

<p>議長</p>	<p>現地は、昨年まで野菜等を作っていたそうです。 今年は、家を建てるということで、今何も作っておられません。 住宅ということで、排水関係も周りには迷惑がかからないところで、特に問題はないと思います。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第39号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第39号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>田島推進委員</p>	<p>5月25日に、会長、江下推進委員と、譲受人の〇〇さん、それと瀬戸区長の立会いのもとで現地確認をしてきました。 申請地は、去年まで田んぼを作っていたんですけど、今年は植えないで埋め立てをするということでした。 この土地は、この辺りの田んぼの一番下手に当たるところです。 上手からの排水等が結構あると思うので、排水の方はしっかりしてください</p>

	<p>いということで話をしてきました。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>それと、少し面積が広いので、野菜など家庭菜園を作るということも考えていますということです。よろしくお願ひしますということでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第39号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第39号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p>
議長	<p>続きまして、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権および使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>5月26日に、会長、江下推進委員と現地に行き、〇〇さんと、お父さんの〇〇さん、〇〇さんの立会いのもと現地を見てきました。</p> <p>今は、水が張ってあって、米の収穫が終わってからの10月くらいからの</p>

	<p>計画ということでした。</p> <p>いちごハウスを2棟建てて、苗床を1棟建てるということでした。</p> <p>この場所は、県の事業に申し込んで、トレーニングファームというような扱いで、やっていくという話をされてました。</p> <p>ただ、賃借料の方はなしということで聞いています。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>県の事業でトレーニングファームということです。</p> <p>ハウスはJAが建てられます。そこで研修生を受け入れて、近隣でいちごを増やしていこうという取り組みです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第40号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第40号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員および笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>現地確認を5月29日に行っています。</p> <p>そのときに、〇〇さんと、〇〇さんは、現在、光風荘に入所されておりますので、その娘さん、そして〇〇さんが立会いのもと、実施をしております。</p>

	<p>資料を見ていただければ、地番は2つになっていますけど、実際は、1枚の田として作られております。</p> <p>今回、新たに〇〇さんが、水稻を行うということで、使用貸借でつくってもらっただけで良いよといった話を聞いております。以上です。</p>
<p>笹本推進 委員 議長</p>	<p>西村委員が言われた通りです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第40号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第40号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>野口委員</p>	<p>5月30日に、現地調査を、池田推進委員、〇〇さん、〇〇さんに立ち会ってもらって行いました。</p> <p>内容について、〇〇さんは、賃借料、期間等については間違いありませんということでした。以上です。</p>
<p>池田推進 委員</p>	<p>別にこれといって補足するところはございません。以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第40号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第40号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>28日に、内田推進委員と〇〇さん立ち合いのもと、現地確認をしてきました。</p> <p>〇〇さんは、仕事でいないということで、お父さんの方に連絡をしましたが、お父さんも来られないで、次の日に家に行って確認を取りました。</p> <p>〇〇さんの息子さんは、医療関係のお仕事をして、農業はできないということで、〇〇さんも高齢になったため、〇〇さんに作ってくれないだろうかお願いしたということでした。</p> <p>賃借料は、米ということで確認したところ、間違いないと、とにかく作ってもらえば助かりますということでした。以上です。</p>
内田推進委員 議長	<p>特に私から言うことはありません。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第40号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第40号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第41号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定(農業経営基盤強化促進法による所有権移転)について、別紙関係人より、農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>本件は、4月2日のあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。</p> <p>今回の農業委員会総会にかけまして、農業公社から買主の方へ所有権移転を審議するものであります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎農業委員及び内田推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
川崎委員	<p>特にありません。</p>
内田推進委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは議案第41号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p>

議長	<p>議案第41号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案審議ならびに協議事項、報告事項は全て終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第12回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。</p> <p>おつかれさまでした。</p>
----	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和6年6月4日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 中 島 政 秀

議事録署名者 西 村 正 史